

第10回(平成18年度第4回)箕面市廃棄物減量等推進審議会会議録  
(公開版)

開催日時	平成18年(2006年)7月19日(水) 午前9時30分から12時00分
開催場所	箕面市役所 本館3階 委員会室
出席者	11名(欠席4名)
傍聴者	4名

1.出席報告・開会宣言・案件の確認

(会長)

・それでは始めたいと思います。最初出席確認ですね。お願いします。

(事務局)

・本日審議会委員15名のうち11名のご出席をいただいておりますので、箕面市廃棄物減量等推進審議会設置条例に基づきこの会議が成立していることをご報告申し上げます。

(会長)

・はい、ありがとうございます。  
・それでは今日は3つ案件がございましてですね、まず8月2日と11日に行われる意見交換会について、資料を作ってくださいましたのでその説明をですね、それから答申試案、お手元にあると思うんですけど、これを議論しまして、それからその他です。  
・では最初の1項目からお願いします。

(事務局)

・そうしましたらまず始めに本日の案件と到達点のほうからご説明させていただきます。  
・まずお一つ目ですが、事業者との意見交換会につきまして、前回の審議会でプレゼンテーション用の資料をご提示いたしましたところ、会長さんのほうから色々アドバイスをいただきまして、その部分を直しておりますのでご確認いただきまして、もう次回審議会までの間に意見交換会の開催となりますので、この資料で、ということでご決議をいただきたいと思っております。  
・また事業者さんに来ていただくための周知用のチラシのほうですね、修正をさせていただきますので、すでに配っておりますので、のちほど配布状況の報告のほうを事務局からさせていただきます。  
・それから出席を予定していただいている委員さんの数の確認をのちほどお願いしたいと思っております。  
・2点目、答申試案につきましては、先日郵送で配布しておりますが、読んでいただいた中で、こういった点について修正したらいいとか、そういったことについてご審議をいただきたいと思っております。これにつきましては次回の審議会でご決議いただきますので、今日

のところはご審議のみお願いいたします。

- ・その他案件につきましては、今回の審議会が終わった後、また意見調査を郵送でさせていただきますので、その注意事項ですね、それを少し説明させていただきます。
- ・前回の議論の課題の整理のところなんですけれども、プレゼンテーション資料及びチラシを参加者の興味を引く形に修正をとということでしたので、修正したものを本日お出ししております。
- ・答申骨子試案につきましてはここに書いておりますけれども、この点について修正すべきであるとのことでしたので、修正したものをお送りしております。
- ・そうしましたら、意見交換会のプレゼンテーション資料についてですね、修正した分と合わせまして、どのような点について修正を加えていったか、それから会長さんのほうからのご指摘事項をかいつまんでご説明をさせていただきます。
- ・〔以下、プレゼンテーション資料をスライド映写しながら説明〕
- ・一応スライドのほうはこれですべてになります。とりあえずここでご審議お願いできますか。

(会長)

- ・はい。じゃあこれについてですね、ご意見いただきたいと思います。

(委員)

- ・その説明は会長さんがやるんですか。

(会長)

- ・どうでしょうかね。これだけ上手に作りはったら行政でもらってもいいんやけど。

(委員)

- ・見せるだけじゃなくてやっぱりスライド映しながら説明は要りますよね。

(会長)

- ・そうです。それなら私でしょうか。はい、私させていただきますわ。これ資料作っていただいたということで。

(委員)

- ・この18円のうち1円とか、この4.6%とかいうのなんですけどね、私は事業者じゃないからわからないけど、事業者の人は、払うほうから見たら10キロ100円払ってるんですよ、上限として。いくらかわからないけど払ってて、それがどのような配分で処理されてるとかがわかってないわけでしょ、ね、だからそれを明らかにするのはわかるんですけど、なんか非難する、ここ見たら、事業者の人がこれだけしか払ってないで、っていうような非難の、非難というか、明らかにするのはいいんだけど、こう責めるような感じでは、だって、え、自分のところは10キロ100円払っていますよ、っていうのが本音やと思うんですよ、知らない、100円かどうかわからないけど、ちゃんと払ってるつ

もりやけど実質はこうや、っていうことは、事業者の人にわかってもらうのはいいんだけど、責めるっていうようになっていか、こち結構責めてるから、これでいいのかなって。私は事業者じゃないからいいんやけど、この審議会としては事業者の人も入ってて、そういうのがあっていいのかなって。

(会長)

・それ聞きはったらいいです。

(委員)

・委員さん。

(委員)

・今言われたみたいに確かにそれだけしか払ってないのだったら、説明がきちんとなされたら、それなりにそうかっていうね、説明の十分さっていうのが大事やと。まあ現実はきちっと説明して、納得してもらうっていうのが一番大切やけども、まあ誤解のないようにね、みんなに説明していくのが大事だと思います。

(会長)

・言い方や。

(委員)

・一番最初に下水道との比較でね、ごみは受益者負担4.6%って出ていて、えーいう感じで、私は事業者じゃないからわからないけど、自分が払っている分が、え、これだけしか払ってないのかみたいなのが、実際あるじゃないですか。

(会長)

・そうです、そこを、だから狙ってこうしたんですよ。

(委員)

・なんか攻撃したらね。

(会長)

・攻撃じゃなくって実態知ってもらうという意味ですよ。  
・あの、ごみのことほとんどね、どのくらい払ってるか、下水やったら流した量に応じてですよ、どのくらいかというのはまあ感覚的にわかってるわけ、ところがごみはですね、どのくらい出してるかっていうのはほんま知らんからね、値段だけが関心あって、それも比べるのは相場と比べてどうかしか比べませんからね、その意味で、いわゆるあれですね、いわゆる事業感覚としましてね、環境対策のためになんぼ自分のところが負担してるかと、これがほとんど知られてないわけですよ。そういう意味で、5%ぐらいっていうのを最初に持ってきたんです。

・別に非難するつもりやなくて、こうなってますと。

(委員)

・この一番最後のほうのページで、処分手数料のところ、減免措置があるから10キロ8円になってるけど、減免措置がなかったら40円だよっていうふうに取り取れますよね。だから、じゃあ減免措置やめたらいいやんか、っていうような、そういうふうにするんじゃないかっていうふうに思うんです。

(会長)

・その議論は出てくると思います。

(委員)

・それがその、大阪市とか他の市に比べて負担率がすごく少ない、その、10キロ100円も安いと。

(会長)

・非常に安い。

(委員)

・そういう比較がここにはないので、これだけやったら、あとこれで減免措置やめたら変わらないじゃないかっていうふうになるから、だから、他の市町村と比べていったいキロいくらくらい払っているのかいうのをわからないと。

(会長)

・そしたらどうしたらいいのかな。具体的には。  
・手数料額でいいんじゃないの、実質の。それ見たらいいんじゃない、池田が40円、箕面が8円、これ比べたらいい。

(委員)

・いやだから、これ減免措置がない、だから減免措置をやめてもらえばいいっていう感じになりますよね。

(会長)

・ああ、そういうふうに主張できないというのは出てくると思いますよ。  
・それはですね、箕面市の実情を説明したら理解してもらえと思うんですけど。

(委員)

・委員さんがおっしゃってるのは、全部で300円っていう値段がありますよね。

(会長)

・300円っていうのはなんの値段ですか。

(委員)

・収集・運搬全部含めての。それがここには載って来ていませんから、ちょっとわかりづらいついていうのがあるんですね。もうひとつ書かないとね。処分ははっきりわかるんだけど。

(会長)

・収集・運搬料金まで含めて書いたほうがいいってことですね。

(委員)

・収集・運搬っていうのはいろんな業者によって違いますから、値段が。それははっきりしてほしいですね、処分は計算できますから、ただ収集・運搬はなかなか計算できないですから。

(会長)

・計算はできませんけどね、名目的に1円と、上限設けてあるんですよ。

(委員)

・それは算面ですよ。

(会長)

・そうです。でも算面だけじゃなくてその、行政が収集するという前提のところではみなそうなんですよ。

(委員)

・その100円に対してよそはどれくらいかっていう。

(会長)

・大阪市は240円です。

(委員)

・そういうような話が少しあったほうがいいような気がしますね。

(会長)

・そうかそうか、わかった、その費用ね。ひとつ書いといたほうがええということやな。ああ、それやったらあれやな、だから北摂の話でいいからこの処分経費のもひとつ前に収集プラス処分経費、行政が決めた上限額ね、それですね。  
・そしたらそれは書いておいてくれますか。確かにそうやね、ええ案やね。処分手数料やなくて上限やね、収集・運搬・処分手数料の上限ですね。

(委員)

・事業者のみなさんがいくら払ってるかというのはそれですからね。

(会長)

・そうですね、それを入れたほうがいいですね。

(委員)

・すみません、聞くのも恥ずかしいんですけど、減免制度、減免っていうのがよく私もわからないんですね。で、事業者のかたでも、みなさんこれを見て減免ってどういうものなのか、わかってらっしゃるのかなって。

(会長)

・いや、わかってない。

(委員)

・私も聞くのも恥ずかしいんですけど。

(会長)

・いやいいですよ。聞いていただいたらいいですよ。

(委員)

・こういうことはみなさん常識的に知ってらっしゃることなのかなっていう。

(会長)

・ちがうちがう。知りません。

(委員)

・だからこれ箕面だけ特別安いですよ。特別って言ったらあれですけど。

(会長)

・割合がね。

(委員)

・割合がね。だからそういうのが、さっき委員さんも言ってはったけど、それなくしたらいいじゃないのっていうふうな考え方にもなっちゃうんで。

(会長)

・制度が出来たいきさつやね。

・それはだからそうやね、そういうことやったらここへ入れといたらいいいね、1行。制度

の説明だけじゃなくって、導入のいきさつをちょっと1行だけ入れといたらいいわけやね。そうやね、確かにそのとおりやね。

(事務局)

・修正部分は今日の資料で5ページということですか。

(会長)

・そうやね。

(事務局)

・減免制度のスライドは2回出てきますので、後ろのほうもありますが。

(会長)

・始めはこの5ページのほうがええんやないですか。

(事務局)

・はい、わかりました。

(会長)

- ・委員さん、わかりますか、なんでこんな制度になったのか。
- ・もうかなりね、もう歴史古いです。30年ほど前に遡るんですけどね、行政が焼却工場作って、それであれですね、ごみを、事業系のごみですよ、有料で搬入させるようになったときですよ。そのときにですね、その、集めておられるかたは非常に立場の弱いかたやったわけですね、そうすると行政にお金を払わないとあかんとなったときに、その、あれですね、お金を払わないとあかんようになったわけですよ。
- ・それをね、排出者から取れない、値上げ分だけ。従来がタダで処分しとったわけですね。処分費タダやったわけ。収集・運搬賃だけもらとったわけです。今度処分賃まで行政が取るようになると、その分だけ値上げせんと自分の実入りが減りますね、それでその事業者の団体のかたが行政と交渉されたんです。それでそれまではほとんどタダやったから、タダに近い額にしろと、ということで9割減免になったわけです。大阪市の場合は、9割減免になって、それで妥協できたんです。それがもう20数年続いてきた、大阪市は。
- ・それでそうなりますとですね、当然あれですね、その収集業者のかたがたは、非常に安いところに納入できる、搬入できる権限を持ってはるわけです。そうすると非常にお金がたくさん入りますわね、このことがありましたんで、大阪でどんなことが起こったのかと言いますと、豊中市とか吹田市のごみまで大阪市に行きだしたんです。奈良県のほうまで。非常にその量が多くてね、事業系ごみのうちの半分くらい、ものすごい量。
- ・それを住之江の住民のかたがね、裁判やった結果、大阪市が是正に動きまして、今現在は、大阪市は4割しか減免してないんですよ。だんだん上げてきたんです、この10年間で。9割減免が今4割減免になったんです。そういういきさつですよ。
- ・これは関西だけなんです、関東圏にはないんです。それはだから非常に関西の特殊な事

情なんです。

- ・で、箕面市なんかは衛星都市ですからね、だいぶ遅れてこの制度導入したんです。大阪市、それから京都市、神戸市なんか少しある、だいたい関西圏はありますからね。そういうことなんです。

(委員)

- ・その近隣の都市でもね、池田とか吹田とかはないじゃないですか、これって始めはあったけれども、だんだんなくなっていったんですか。

(会長)

- ・ちがいますね、池田は。

(委員)

- ・池田はね、許可制度になったのが6年ぐらい。

(会長)

- ・そうですね。

(委員)

- ・それまでは役所がやってた。役所が、いわゆる事業系ごみは市が直営で。
- ・吹田の場合は昔から許可制度になっていたんですけどね。

(委員)

- ・その減免って、本来は排出事業者は、はっきり言ってね、直接はほんとはあまり関係ないっていうか、ここで言う減免っていうのは、いわゆる運搬業者が市に納める手数料の減免であって、本来は市と業者の交渉ごとですよ。

(会長)

- ・そうなりますわね。

(委員)

- ・そうですね。だから、それをあえてここでね、言及するっていうことは、意図的には結局処分料の、今までの処分料の、いわゆる改正を業者のほうに理解していただくということが大事で、そういう狙いですよね。

(会長)

- ・それもあると思いますね。

(会長代理)

- ・始め委員さんのお話なんかもありましたけど、処理料金を値上げするということについ

て理解してもらう、ということが一番重要なので、処分料金のことはずっと出てくるんですけど、処理料金中心に話をしていくほうがいいと思いますね。

- ・要するに、前回の議事録を読ませていただくと、今のままで減免だけなくしてしまうと経営上立ち行かなくなるという話だったので、おそらくスライドさせないといけないということになりますよね。だから、結果的には排出事業者の払う費用が増えるんだと、そこを納得してもらうことが一番重要で、今のだとそうじゃないところへ行ってしまう可能性はあると思います。

(委員)

- ・それを、こう処分を改正したら、っていうのを訴える必要がある。

(会長)

- ・そうやな。説明なしに減免制度って言うたらそっち行くわな。そういうことや、そのとおりやね。
- ・そうすると、いきさつだけでいいのかな。説明のしかたそのものをしないとあかんね。そうするとここへ入れんでもええんかわからんな。

(委員)

- ・減免そのものは、当初のいきさつでは。

(会長)

- ・自分ら関係ないってなるもんね。そういうことやね。

(委員)

- ・そういう意識持ちますからね。

(会長)

- ・なるね、そうやね。

(委員)

- ・でもそれだったら、この近隣市のも半分減免のこと書いてあるし、どうしてもそこに目が行くと思うんです。

(会長)

- ・それに行くのはいいんですよ、もちろん。行くのはいいけど説明の仕方。
- ・この減免制度を敷いている結果、別に収集業者のかたはそんなに得してないと。漁夫の利を得ている排出事業者のかたが得していると、ということがわかってもらいたいわけです。
- ・そういう意味で言いますと、関東圏と関西圏で、収集業者の取り分は変わらないんですよ。そうなんですよ、だから結局排出業者のかたにそれだけ負担軽くなってある。ちょうど箕面

で言うたら3円分が減免されたお金ですからね、そうするとその3円分だけ排出業者から値下げするわけです。

(委員)

・排出事業者、というのは事業者のことですか。

(会長)

・事業者です。

(委員)

・じゃあ、あなたたちが得してるんですよっていう。

(会長)

・そう。そうです。

(委員)

・じゃあその減免がなくなったら、その減免とってください、その3円分高くなりますよ、と。

(会長)

・そうです、そういうことです。

(委員)

・そうしたらまた減免のことになるんじゃないですか。

(会長)

・議論はしたらいいい。この減免制度のおかげでね、収集業者のかたが得してるっていうふうなことはないっていうことを今言ってるわけです。

(委員)

・だから減免を見直すことによって、いわゆるトータルな処分手数料が、排出事業者がやはり負担増になるっていうのを言うたらいいんです。

(会長)

・そうです。

(委員)

・そういうことになります。

(委員)

- ・ わかってきました。だからあなたたちの分が上がるんですよ、ということなんですね。減免で得してるのが事業者じゃなくて処理業者の人やって思ってたら、そういうふうな考えには行かないから、そこをわかってもらおうと、わかってもらえるっていうことですね。

(会長)

- ・ ただ箕面市の場合はね、その実態調査をやってないんですよ。それであれですね、その事業者のかたも実態わかりませんからね、多分口だけで説明しても、実際どうなるかがわかりませんからね、その調査は、答申後にやる必要があると思います。そうしないと、実態がわからないのに無理ですね。
- ・ もっと具体的に言いますと、大阪市の場合は計算上ですよ、18円、キログラム当たりね、収集業者さんの取り分が。計算上ですからね。大阪市の場合は6円市に払うんですね。で、排出事業者のかたから24円もらってよろしいよ、となってます、上限が。その差が18円です。箕面市の場合は計算上はこれ、減免がないと6円でしょ。6円、3分の1しかない、業者さんの儲け額が。3分の1ではもうほとんど事業出来ませんね。
- ・ だから、これはどこに問題点があるかと言いましたら、実際収集するときは、だいたい嵩で行ってるわけ、値段。嵩で行ってますけども、計算上はキログラムで、重さでやるわけです。この矛盾なんですよ。だからその実態を調べないことにはですね、実際どういう形態で出してるのか、実際重量を調べた上で議論しないことには、多分業者さんとの溝は埋まらないと思います。
- ・ だからそれは今、もう時間的に無理ですから、それはいきなりこの答申出したところですぐ実施しろというのではなくて、そういうことも調べた上で、もう一度そのお金が、上げる原則は謳いますけども、具体的にどう上げていくかにつきましたはですね、まだ議論の余地があると思います。
- ・ 多分そう説明しないと、理屈だけ言うて、みな上げるって言うたら、なかなか抵抗感取れないですよ。
- ・ 大阪市の場合もね、大阪市はこれ調べたんですけどね、あれは行政のかたにお聞きしたんですけど、24円が法定値段ですよ、実際それよりも取ってなくて、ダンピング状態になってまして、16~17円って言ってましたよ。それで8円分だけそこで競争で安くなってる。そういうのもありますからね、実態の利ざやがなんぼかっていうのも、これは調べてみないとわからん話でしょ。だからそのところを箕面市の場合ね、調べる必要あるね。
- ・ そのことをだからね、私は説明しようと思ってます。
- ・ だからここの説明、減免制度のあれやね、いきさつ、導入のいきさつだけちらっと、ちょっと入れてもうたらいいいですね。はい、そうしましょうか。
- ・ ほかがございますか。
- ・ あの、私気がついたところを申し上げますと、7ページですね、分別の土壌づくりのところの二つめですね、ストックヤードの設置を推奨、その次、開発協議等の時点で調整するっていうと、もうあれですね、新規の出店のときしか出来ませんからね、今の現状を改善する、できるような条例を、少なくとも設ける必要があると思うんですよ。
- ・ マンション等はもうすでにありますからね、そういう設置義務に関する要綱が。現存の

建物についてもやっぱり設ける必要があると思うんですよ、その、なんらかの規定を。

- ・この書き方やったらそれが新規出店者しかこれ、網かからへん。
- ・考え方言ってください、私の意見ですから。

(事務局)

- ・既存の建物への規制っていうのはちょっと難しいんじゃないかと思います。

(会長)

- ・なにが。

(事務局)

- ・開発協議の場合は、普通のごみ条例で指導という形ではありませんので、開発協議以外の場面で、例えばごみ条例で既存物件に規制をかけるのはちょっと難しいと。
- ・開発協議の場合は、事前協議の段階で行政指導という形で協力を求めるという手法もあるんですけど、既存物件に後追いで努力規定以上の規制をかけるのであれば、ちょっとこれは法制的に検討しないと、今ここで出来るとは言えないですね。

(会長)

- ・こないだ大型日用品店を見に行ったでしょ、あそこの置き方自身が非常に整理されてないで置かれてますでしょう。産廃の置き場と、それからリサイクルできる置き場と、それから可燃ごみの置き場とが、そんな整理されてないで置かれてますね。あれを整理して、これは可能や思いますよ。あの中でも、こういうところできるようにしてくださいとは言えると思います。

(事務局)

- ・今あるごみ置き場の中で、分別して、置き方をこうしてくださいっていうのはある程度言えると思うんですけど。

(会長)

- ・だからそういうふうな意味での要綱ですよ。
- ・例えばこれぐらいのごみが出るのであれば、乱雑にならないようにその広さを決めることとかね。そういう技術論はできるでしょ、今でも。
- ・今の現状、出し方を変えられる根拠にできる要綱や。条例まで行かんでもええわけですよ。

(事務局)

- ・あの、今まちづくり推進条例で、開発のときに事業系ごみ、事業所がごみ置き場みたいなのを作れというようなふうにはなくなって、まあ、スペースを取ってほしいっていう行政指導的な話をしてるんですよ。
- ・で、今先生、会長が言っておられるのは既存のやつですのでね、ないところ、とにかく

工夫しながら事業系ごみを出してるっていう形のところが多いんですよ。そういったところに新たなスペースを作れというのは、条例も規定されてないので、このへんの難しさは一つあるんです。

- ・で、言われてるようになんらかの形でごみ置き場を設けているところに対してもう少しなんとかなれへんかって言うのは、例えば大規模事業所に対しての減量計画書出さしてまずんで、そのへんのね、兼ね合いから話が出るっていうのはありますけど、全体的にはちょっと検討に時間かかるかなって思います。

(会長)

- ・うん、いや、既存のところでもしかしあれでしょ、少なくともごみの置き場のスペースくらいはどっか設けてますからね、それを少し広げるぐらいの措置は、既存の建物にも出来るんじゃないですか。

(事務局)

- ・まあ、市からそれを進めるとしたら条例とか、今言われてる要綱とかになるわけですけども、それについてはちょっと、時間かかるような感じはしますけどね。

(会長)

- ・時間かかるかどうかじゃなくてね、考え方としてそういうことが出来るかどうかですよ。時間かかるかどうかはやる気次第ですからね。
- ・いわゆる条例上とかですよ、要綱でそういうことが可能か可能でないかどうかだけの話ですよ。

(事務局)

- ・今言ってるのは、要するに地べたで、今施設の中で、大きいとことか小さいとことかがありますね、既存物件は、事業者の。そうするとスペースということ言うと、既存の物件に対して、後追いの条例とかいうことになりますので、いわゆる既存物件ですから、後追いで条例をかぶせるわけですからね、そういう部分でしんどいということです。

(会長)

- ・わかってますよ、だから。

(事務局)

- ・で、あとは、会長おっしゃるように、あとの枠組みですね、どこでどうやってその協力を求めるのか、どういう分別をしてもらうのかということにつきましては、例えばスペースにこだわるのか、そうじゃなくて、分別だけ、色々お任せしてやってもらう、ということで、まあこれはある意味では、市から啓発という形でやってもらうこともできると。いろんな枠組みがあると思いますけどね。まあ、条例と要綱と、それとあとは・・・

(会長)

・指導基準。

(事務局)

・そうですね、基準とか。そういう部分でね、まったくその、しんどい部分は、地べたを踏むってところはかなりしんどいと、いうふうになりますので、それはそれで、小さいところはやっぱりしんどいのとちがいますか、スペース取るのが。事業者として。

(会長)

・いや、現実じゃあどこ出しているの、そういうところは。

(事務局)

・そりゃまあ、ある程度のスペースはね。

(会長)

・あるでしょ。そこの出し方について区切りを設けるとかね、例えばそんなんでもかまへんわけですよ。具体的に改善されることや、今の現状見てましたら、ほんまに収集業者のかたが非常に苦労して出さざるを得ないということもあるんですよ。そりゃあ非常に収集業者のかた気の毒です。

(委員)

・そりゃあ実態はそうですよ。

(会長)

・ねえ。中腰でね、取らざるを得ないところもあるんですよ。後ずさりでもね、取り出すとか、非常に排出しにくい場所に設けてあるところもあるんですよ。

(事務局)

・だから言葉はきつすぎるかわからないですけど、既存の物件ですので、できるだけ分別をという中で改善策をという内容で基準作りをすると。

(会長)

・うん、だからその基準を、だからあれですね、そういうことをわかる必要があるから、開発協議だけやったらね、今言うたように新規物件しか当てはまらなくなるでしょ、だから既存物件にも網をかけますよということをここでは書いときゃええと思いますよ。

(委員)

・市が取り組むべきことってこれが全部ですか。これで全部？

(会長)

・なにが。

(委員)

・市が取り組むべきことってここに書いてあることで全部ってということなんですか。

(会長)

・全部かどうか、これは原則じゃないですか。全部かどうかわからない。

(委員)

・たとえばあの大型、今だったら処分計画書、ですよ、あれを出して、出す範囲を広げて出してもらって、あとそれをチェックして、例えば行ってもう1回確認するとか、そういうことはもうここには書かないんですか。

(会長)

・はあはあ、それはこの相談体制部分に入るんじゃないですか。

(委員)

・だってこれ相談に乗るとかしか書いてない。相談に乗る、っていうことがなんだかなって。

(会長)

・うーん、市が取り組むべきこと、なるほどねえ。

(委員)

・もう少し強く出るんじゃないかなあって。というのをここに書いたらまた反発されるかもわからないけど。だからこう、相談に乗るって書いてあるのか。

(会長)

・これはこれでいいんじゃないですか。

(委員)

・私は別にこだわってるわけじゃないんですけど。そういうことは自主的にしてもらえんだったら、ここに別にそういうのは書かんでもいいっていうんだったらそれでいいけど、せっかくあれ、前答申出しましたよね、だからそれが、これで全部やったら、書いてないなって思って。

(会長)

・えーと、一番上のね、基準作りに、こういうところに入るんじゃないかな。委員さんおっしゃるのは。

(委員)

- ・でも私あの、今日これは今日初めてなんですけど、こっちを読んできたんですけど、リサイクルのことはすごく言って、分別してリサイクルっていうのはすごく言ってるけど、リデュース、排出抑制がね、まあ書いてあらんことはないけど、ほぼ書いてないんですよ。だからその排出抑制のほうも減量なんだから、そのところをね、こうアピールするような啓発っていいですか、行政としてはそういうところも事業者を考えてほしいっていうようなのが、全然これあるようなないような、ってなってるんですよ、この答申試案。
- ・だからこの分別分別分別なんだけど、分別も大事だけど、まずトレーを使わないっていうのとか、そういうふうに、市も指導する、啓発するっていうのも書いてほしいなあって。答申試案のほうに。
- ・これは市じゃないけど、事業者が取り組むべきことは分別だけじゃないと私は思う。

(会長)

- ・今のお話は具体的に施策としてはね、リデュースというのは結局キャンペーンすることしかできへんですからね、施策として。

(委員)

- ・それだけだって。

(会長)

- ・そりゃ書いてもかまへんけど。かまへんけどね。今回このあれで言うところで精神的な規定にしかなれへんでしょ。
- ・具体的にしてほしいことを今回は言うことが大事や思いますよ。それに絞ったら、ええ思いますけどね。
- ・それじゃあこれでいいですか、説明の。

(会長代理)

- ・今のところで少し気になったんですけど、今回事業者に向けて、言ってみれば初めてアピールする機会ですよ、そのときに、もちろんまずはリサイクル、比較的やりやすそうなところから、やれるところからやりましょうっていう話で来てるわけなんですけど、やはり基本方針はまあ3Rっていうのがあって、まずできるだけ減らすんだと、最初は出来るだけ出さない、次は使えるものは出来るだけ使う、で、その上でそういうことが出来なくて出てきたものについてリサイクルでみんなにお願いしましょう、という基本的な考え方がある中で、そのリサイクルの部分について今回いろいろと整理してますよっていう位置づけは、1枚2枚あったほうがいいんじゃないかなあと。

(会長)

- ・最初のところ。

(会長代理)

- ・基本方針のところ。

(会長)

- ・基本コンセプトや。
- ・それが確かにないな。いい指摘ですね。最初のところやね。

(事務局)

- ・前回お出ししたバージョンに、3Rの部分もあったんですけども、あんまり曖昧すぎるからってということで会長さんから削除というご指示をいただいたんです。

(会長)

- ・そうやそうや、実質に入りすぎたな。
- ・これはどこへ入れたらいいんかな。基本方針か、やっぱり。

(会長代理)

- ・ごみ減量化と資源化推進の中に、3Rというのがまずあると。

(会長)

- ・そうやな、二つの基本方針のこのごみ減量の中身をもうちょっと書いておくってとか。二つの基本方針、6ページですね。資源化の推進の、ここに3Rのリサイクルだけしか言及してないから、それはまずいってということやから、ほかの二つもあるんやけども今回はこれに絞っていくんやね。そういう意味やね。

(会長代理)

- ・だからその6ページの上と下の間にですね、1枚入れて、3Rの考え方を一応説明した上で今回はこの資源化の部分の話をしますと。今言われたように二つの基本方針の左上にも3Rの趣旨を入れておいたら、というぐらいがいいんじゃないかと思います。

(会長)

- ・1枚あったんですか、それ。確かにそれあったほうがいいですね。

(事務局)

- ・そうしましたら前のものを少し内容を変えてここに入れるということで。

(会長)

- ・そうやね。
- ・はい、それではこの参考意見を踏まえまして、もう一度直していただきたいと思います。
- ・それから、ごみ処理費用のところですけどね、最初の1ページ。これ庁内清掃委託が8万円で、大規模店舗がゼロ円、という、ここだけを見ましたら、箕面市がゼロ円で、これだけ書いたらあれですね、なんでやねんってということになりますんで、これはあれですね、市役所の実態はこうですけども、これは行政の中でお金やりとりするからゼロ円になって

るだけでしょ。

(事務局)

- ・そうなんです。市が直営でやってるところを基本としてますけれども、事業系ごみの委託ということでの収集運搬の費用はゼロ円ということです。

(会長)

- ・これはだからね、要するにモデル店舗的な位置づけですからね、ここに書くのは。下水道料金とごみ料金の負担がどの程度かをわかってもらいたいからですよ、そういう意味ではあれですね、収集運搬委託、実際払ってないけれども仮に、というふうにしたほうがむしろいいと思うんですよ。
- ・市役所を例に挙げただけでね、これ事業者の事務所的な事業所ですよ、市役所言いましたら。そういうふうな位置づけのほうがいいと思います。
- ・量は計ってないの。箕面市の場合。庁舎から出るやつは。

(事務局)

- ・庁舎のごみだけっていうのは。

(会長)

- ・計ってないの。

(事務局)

- ・全部いっぺんについてというのはあるんですけど。

(会長)

- ・それ自身が問題なわけや。

(事務局)

- ・まあ捉え方が二つありましてね、たとえば事業所ごみとして本来委託すべき違うかということと、市の施設として家庭系ごみ並みの収集をしてきたっていう。

(会長)

- ・わかってるけどね。
- ・仮にね、例えばこれ書いてほしいんですよ、どのくらい払ってるのか。仮に払うとしたら、アバウトでよろしいから。

(事務局)

- ・推定で、ですね。

(会長)

- ・これモデルとしてで、市役所の実態と違うよと。市役所ぐらいの規模であればね、このぐらい負担しとるということでもいいと思うんですよ。
- ・小規模店舗の場合はですね、これはえらい下水道との差が少ないように思うのは、これは家庭の下水と一緒に払っとるからでしょ。
- ・だからこれもモデル的にね、実際こうだけでも、アラ推定でいいからね、それで比較したほうがいいと思うんですよ。
- ・また私も議論させてもらいますので。

(委員)

- ・この小規模店舗のごみ収集費用って安くないですか。

(事務局)

- ・1回ひと袋くらいですから。

(委員)

- ・そんなことないでしょ、だって、行って取ってきて、そりゃあひと袋くらいかもわからないけど。

(会長)

- ・そんなことあるよ。

(委員)

- ・だって手間は一緒でしょ。

(会長)

- ・聞いてみたら。

(委員)

- ・行って取ってきて、1回2000円ですか。

(委員)

- ・もっと安いところもありますよ。3000円、1か月。

(会長)

- ・そうです。

(委員)

- ・安いよね、それって。

(委員)

・だから安い方がいいでしょ。これは下水道料金との比較だから。

(委員)

・でもこれ、下水も安い。1店舗に5部屋分の使用料含んで7406円でしょ。あとこれで上水と下水で倍になるから、1万5千円払ってるってことですよ。水道料金として。

(会長)

・1か月分でしょ。

(事務局)

・これ1か月分に直したものです。普通2か月分ですから。

(委員)

・それにしても安いよね。

(会長)

・どっちが安い。下水道料金が安いと。

(委員)

・違う、うちと比べてこの数字が安い。

(会長)

・どっちの数字が。

(委員)

・この下水道の。

(会長)

・下水道安い？

(委員)

・もっとかかっているんじゃないですか。

(事務局)

・上水道とは別個ですし。

(委員)

・だからかける2倍でしょ。2か月分で3万円のことですよ。でもこれマンションが5部屋分と店舗が1戸あって3万円。

(事務局)

・マンションの5部屋分でも、常時使ってはるのか空き店舗になってるのか、そのへんは確認してませんかからね。

(委員)

・これ数字おかしい。

(事務局)

・水道部に行って調べた数字ですから。ただ中身がね、中身まではわかりません。

(委員)

・そんなんやったら書かんほうがいい。

(会長)

・モデルとしてはいいモデルやないという意味やね。

(事務局)

・それなりに選んだつもりなんですけどね。

(会長)

・検討しますわ。私も十分把握しておかないと詰まるから。説明できへんから。はい、わかりました。

・それではこの、今日の一件いただいて、修正した結果で発表させていただきます。

・はい、では次ですね、大事なほうの答申の試案のほう行きますか。

(事務局)

・先生ちょっと、チラシの話をさせていただきますか。

(会長)

・あ、そうかそうか、はいはい。

(事務局)

・あの、13ページ、資料のほう13ページで、事業系ごみについての意見交換会が、ここにありますように8月の2日水曜日、午後1時から3時までと、11日金曜日の午後7時から9時まで。事業所の方にぜひともご参加いただきたいということで、商工会議所のほう、お願いと参加依頼ですね、まあ、こちらの部署はあんまり関わりが弱いつつということで、担当の地域振興部のほうと一緒にやってきたわけなんですけど。

・商工会議所の会報が出されるということで、それにこのチラシを挟み込むということで協力をいただいて、1400枚、お渡ししてきました。ただちょっと残念なことに配布日が1日ということですので、着くかどうかちょっと際どいということでした。

- ・それからもうひとつ、昨日委員の委員さんを通じまして、船場団地組合にもお願いに行きまして、ここでは会報が、ここも8月1日に送られるということで、160枚チラシをお渡しして、ご協力いただけることになりました。
- ・あとはまだもう少し時間ありますので、配布していきたいと思っております。
- ・一方、広報紙7月号にも載せております。それからホームページにも載せております。
- ・そこでですね、今度あとは委員さんのかたの中の、この二つの開催の出席の確認をお願いしたいと思います。

(会長)

- ・これはお知らせするだけでいいんですか。

(事務局)

- ・いえ、委員さんで今日ね、その2日と11日の二日出席と言いますか、確認をもうしていただきたいと思います。

(会長)

- ・そしたら今お一人お一人言っていただけでもええわけですね。はい、じゃあお願いします。
- ・〔以下、出席者確認〕

(事務局)

- ・ありがとうございました。よろしくをお願いします。

(会長)

- ・はい、それでいいですか、はい。
- ・じゃあ引き続きまして、答申の試案のほうの検討に行きたいと思います。
- ・まずは概要のほうですね、前回の議論を踏まえて修正していただきましたんで、それについて議論を進めたいと思います。

(事務局)

- ・はい、そうしましたら答申概要、2枚もののほうをご覧いただきまして、前回の審議を踏まえた修正点についてご説明いたします。
- ・〔以下、資料に沿って説明〕

(会長)

- ・はい、ありがとうございます。
- ・それではこれについてご意見をいただきます。

(会長代理)

- ・一つは構成なんですけども、ごみ減量の提案・アイデアのところの(4)の内容が事業

系廃棄物とは少し違うので、( 5 ) と ( 4 ) は入れ替えておく方が流れとしてすっきりすると。これは答申の本文のほうも同じです。

- ・それからもう一点、先ほどと同じ3 Rの話がないということ。総論のところ、今回の答申は3 Rの中でもリサイクルに特に重点を置いて検討していると。でまあ、残りの2 Rについては今後さらに検討が必要という、課題送りというような形で載せてはどうかというふうに思いました。

( 会長 )

- ・総論のところに入れたらいいかな。

( 会長代理 )

- ・総論のどこかに入れてはどうかと思いますが。

( 会長 )

- ・一番最初やね。( 1 ) の前やね。

( 会長代理 )

- ・そうですね、( 1 ) の前がいいですね。
- ・もう一つはですね、3 Rとも関係するんですが、全くないのも気になっていて、少し可能だと思うのが( 2 )のところ、ごみ減量アイデアの( 2 )のところ、2 ページのところなんですけど、今は排出手法だけに限っているんですけども、ここについては少し頑張れば色々情報提供できますし、情報提供によっていろんな減らし方ができると思うんです。リデュース込みの情報提供が出来ると思いますので、ここは「排出手法に関する」じゃなくて「減量手法に関する情報提供」にして、本文も3 Rすべてを含めたガイドラインとかいうものに修正してはどうかと。その残りの部分についてもそうなんですけど。

( 会長 )

- ・はい。
- ・ほかお願いいたします。
- ・ほな私のほうから気づいたこと言わせてもらいます。
- ・まず1の総論のところですけどね、箕面市でもかなりあれですね、先進的な事業者のことも結構おられますから、もうちょっとここで言うとしたほうがええと思いますね。業者さんがみな関心が低いというふうになってますから、これは修正した方がいいんじゃないかと思います。
- ・それから大事なのは2点目のですね、モデル事業所での試行期間というところが、これ、試行だったらですね、まずかったら元へ戻すというイメージになりますから、本格実施、施行も法律的に決めて、施行期間、その「施行」のほうがいいんじゃないですか、言葉は。基本方針は決めてるけどいつから実施するか、それにつきましては段階的にやる。
- ・で、ここ二つに分けてね、お金はですね、お金のほうは段階的にやったらですよ、真面目にやるところから先に取られるということになるでしょ、これはやっぱりおかしい

ですからね、お金のほうは一斉に、いつか時期を判断してそれから上げていくとかですね、あるいは段階的に上げていくけれども始めは少ないとかですね、上げる率が。そういうふうにしてここはしたほうがええんじゃないか思うんですよ。

(事務局)

・あの、最初、この試行の話は後の経済的手法のところでありまして、前回の審議の中でこれを総論のほうに前出しして持ってくるよということになったものですから、総論で二つに分けて書くと、その内容については後に出てくるので、流れが少しおかしくなってくるんですよ。それで、指定袋制と手数料・減免制度の見直しのそれぞれについては触れずに書いているんですね。

(会長)

・なるほど。

(事務局)

・具体的な内容の後に書くのであれば、それぞれ書いたらいいと思うんですけど、総論のところを書くところこういうばくっとした書き方になります。

(会長)

・それやったらモデル事業所という言葉と試行期間という言葉がおかしいんやね。モデルやったらあれですね、そこでやってみて、っていうことになりますから、やることは決まっているんだけど、こう書くんだったら稲垣さんがいつもおっしゃっておられるランク分けましてね、排出量に応じて何段かに分けて、それで施行していく。お金のほうは違いますよ。それわかるように書いたらいいんじゃないですか。

・順次施行と一斉施行、二つに分けると。

・それとあれやね、段階的施行って言うたらたくさんの事業所が順番に、例えば分別の徹底を広げていくとかね、そういうことでええ思うんですけどね、お金のほうはね、順番にというわけにいけへん。

(事務局)

・お金のほうも段階的施行っていう感じですよ、最終目標をいくら、っていうふうにして、例えば3年に1回ずつ最終目標に向けて見直して、っていう。

(会長)

・そうやそうや。

(事務局)

・それでしたら段階的施行でどちらも表現できると思うんですけど。

(会長)

- ・どちらも含むか、段階的施行で。時期的な意味と、場所的な意味と。ああ、そうか、じゃあそれでいいか。

(事務局)

- ・内容の細かいことについては答申の本文のほうで書くものでして、こちらのほうの骨子というのは、まあ概要というふうな名称にしていますけれども、大筋だけを書きますので。

(会長)

- ・それでいけるな。わかりました。
- ・それから2の(1)のところは、「研究会」って言うよりも、検討、「検討会」のほうがええと思うわ。単なる研究じゃなくて、どうやったらうまくいくのかを検討する、「検討会」や。
- ・それからね、(4)のところに、この商品・包装提供者としてのところで、「何らかの見返り」っていうこのところはこれでいいのかなあ。事業への見返りを用意すること、っていうのがあるでしょ、こんなのはいいと思うんですけど、表現がちょっと。これ事業者の人は当然やるべきだ、っていう意見もあるわね。これ表現の問題だけやね。
- ・それから5のですね、廃棄物減量推進員を任命する、これは基本計画にもありましたね。あれを入れておいてほしいんです。基本計画にもこれを作るって書いてますから、それがまだ出来てませんから。
- ・それから最後ですね、処分手数料のところは、これは年限を入れた方がええんじゃないですか。京都市とか大阪市とかみんな年限入ってますけど。ゴールはだいたい10年ぐらいいやと。あれどっちも入ってますわ。マニフェストの考え方や。どうですかそれは。

(事務局)

- ・そうですね、ちょっと。

(事務局)

- ・それは審議会の委員さんの中でね、議論していただいたらどうですか。

(会長)

- ・こっちで議論しろということですか。

(事務局)

- ・これはその、例えば平たく言ったら審議会で答申をいただいて、市のほうで具体的にやっていくという意味では、10年がいいのか、もう少し短い方がいいのかということになるんですけどね、そこを答申で、その数字をね、入れはるのがいいかどうかは悩むところですね。
- ・まあ普通、そういう年限っていうのは入らないのと違うかなって思いますけどね。

(会長)

- ・しかし入っているんですよ。私だからびっくりしたんや。京都市も入ってますよ、大阪市もみんな入れてますよ。
- ・あれは今のマニフェストですね、あの考え方がね、浸透してきて、やっぱりそうしないと動かないじゃないですか、現実、こんな書き方だったら。

(事務局)

- ・まあね、こう、オブラートに包みながら、例えば喫緊の課題であるとか、速やかに、とか、なんかそういう表現の中でね、急ぐ必要があるっていうような表現にするんだったら、ということなんでしょうけど、ずばり、そういう数字を入れるっていうのは。

(会長)

- ・それこそ他の委員のかたのお気持ちや思うわ。

(会長代理)

- ・10年程度、とか少しぼかして入れるとか。例えば年限を切って何かやるっていう、法律の改正にしても、最近かなりやってきているから、こういう中に書き込むことができないということはないです。

(会長)

- ・廃棄物法でも、いや、容リ法でも5年ごとに見直すとかみな入ってるもんね。

(委員)

- ・10年が長すぎるっていうことですか。

(会長)

- ・ちゃうちゃう。行政は入れたいって言ってるわけじゃない。

(委員)

- ・でもやりたいでしょ。10年もかかるの、これ。

(事務局)

- ・いや、ですからここで答申をいただいたものが箕面市の大きな指針となりますからね、その上での判断ですから、そこのところ10年がどうかこうとか言うのは判断できていないっていうことですね。

(委員)

- ・だれが。

(事務局)

- ・その、市の行政としても。

(委員)

・でも行政が出すんじゃないでしょ。

(会長)

・わかってるんですよ、だからみなさんがたの気持ちで、って言っているわけや。

(委員)

・10年、10年たったらまた社会情勢が変わりますよね、そんな。

(会長)

・いや、変わるけどもね、一応原則だけを、目途をそのへんに付けとくわけや。それで、大事なのはどこもだからチェック機関入れてますよ。いきなり10年でやれと言うんじゃないくてね、段階的に、ていうふうに書いてある。

(委員)

・ただ段階的に、最後に到達するのに10年かかる、10年ぐらいはかかるっていう予測があるんですか。

(会長)

・予測じゃなくて、してもらわないと困るというのがありましてね、そういう数字を入れておかないと動かないというのがわかってきましたから、ああいう審議会でね、数字入れ出したんじゃないですか。

・マニフェストもそうでしょ。確かにもう10年ぐらいつぐ来るんですよ。これをほんちにやろうと思ったら10年ぐらいかかりますよ。最初の整備で少なくとも3年かかると思うよ。各事業所に実際に説明に行って、納得してもらうために3年かかる。分別きちんとやってもらってですよ。この答申どおりにね、まあ8割の事業所のかたがやってもらう状況を作ろうと思ったら3年ではかなりしんどいですよ。何年と書こうかなあ。

(委員)

・だけど、家庭系のごみって、ねえ、言ったらすぐやったもんねえ。これってずるくないですか？ 事業系だけそんな10年もかかって段階的にしますとかって。

(会長)

・それじゃ委員さん、もっと短かく言ったらいいですよ。

(委員)

・それは加減はわかりませんが。だって家庭系って言ったら決まったらすぐでしたよ。だから10年は長い。

(会長)

- ・長すぎる？そこはだから、それはここで議論したらいいと思うよ。
- ・私、数字を入れることが大事や思いますから。

(委員)

- ・私も10年は長いと思います。

(会長)

- ・長いですか。

(委員)

- ・この事業系のことを話し合ってもう3年たってるでしょう。おんなじことをやって、3年ぐらいこの状態だから、もう一気に変わってしてくれたらしてもいいんじゃないかな。

(会長)

- ・いやだから、気持ちはそうですよ。そういうふうにするとはですね、さっきから言ってますように、事業者のかたは実情ご存知ないから非常に不安感が高くなる、抵抗感が。だからいくらいい答申出しましてもね、議会で骨抜きにされるんですよ。それを考えてみないと。

(委員)

- ・でもなんか10年と言われたらほんとすごい先のような感じが。

(会長)

- ・そりゃしますよ。

(委員)

- ・ねえ、じゃあ別にいますぐ考えなくてもってなりそう。

(会長)

- ・いや、そうじゃなくて、それなるでしょ、従来の答申だったら。だからこれ、チェックポイント何段階も入れる答申になっとるんですよ。例えばあれですね、その多量排出事業所から網をかけていくでしょ、これ1年かかりますよ、少なくとも網かけて実施してもらうまでに。
- ・その報告をここにもらうわけ。この審議会に。で、次の年度は何するかについても実施計画書をまたここにもらうわけ。それじゃこれでやりますという合意をここで取るわけ。ほんで、1年後に、3月頃になって計画どおりにいったかどうかのチェックをやるんですよ。そういう答申になってるわけ。
- ・今まで答申出しっぱなしで終わりでしょ、あと全部行政任せで。これやったら10年は長すぎるんや。そのとおりです。

(委員)

- ・最終的に完成が10年後でしょ。その今言うてる段階の、5年後にはどういうところまでとかいうふうなのは。

(会長)

- ・それはだからそういうふうな、そこまで書けるだけのデータがないわけや。市に。さっき言いましたように、まだ排出先が、お金をいくら払ってるんかと、そのところのごみに対して。その情報を持ってない。

(委員)

- ・でも、5年後には何割までみたいな感じで。

(会長)

- ・それはだからかなり議論を詰めないと、そういう数字出てこないと言ってるんです。これやったら可能やなど。私たちがちょっと頑張れば。あるいは行政の職員のかたもまあこの数字ぐらいやったら頑張ればいけるやるな、っていうふうに思わないと、そんな言えないでしょ。単なる数字遊びになります。
- ・だからそういうふうなことで、言えるようにするために答申後も私たちは遊べないのです。そういう答申にするわけです。行政に任せっぱなしにしないでね、私たちも審議委員として出来ることはしていく、それがそのあれですね、その実施計画書が、その年に出す実施計画がここに出てくるわけです。それがほんまに1年間でできるかどうかを私たち議論するわけです。
- ・そこで出来るとなったら私たちも責任伴うでしょ、そういう議論をしていくわけです。
- ・ほんでだいたいこのくらいだったら、まあ値上げしてもそんなに抵抗感強くならへんやろうなあっていう感触をみんな持ったら、そのときに一斉にぱっと値上げしてもそんなに抵抗感強くならへんから、通りやすい、かもわからん。そういうことになるんです。
- ・それやり出したら多分10年くらいすぐたつよ。

(委員)

- ・私も今こういうふうに分いたら、10年というのがそんなに長いわけじゃないってわかるんですけど、10年っていうその言葉だけ聞いたらやっぱり長いですね。やっぱり10年の前になんかを入れて、そんな先のことにならないような何かを入れておく方がいいと思う。

(会長)

- ・そうやね。そういうことやね。そのへんをだからあれやな、処分手数料っていうあれだけやなくて、全体的な話として入れとかんとあかんね。ということやね。あの、マニフェスト的な考え方や。
- ・大阪市もね、改革については、全部年次に分けましてね、この年次までに何する、この

年次までに何する、ってかなり具体的に書いてますよ。そうしてそのチェックポイント見ていって、その最終ゴールに、となります。

・今回はだから・・・あ、どうぞ。

(会長代理)

・たぶんこの進捗管理をどうするかっていうのは、基本計画の中に入れることになると思うんですね、そういう兼ね合いで、ここでどこまで書いて、あと、一応ある程度の原案として持ってきてまた議論するのと、そこで少し分けて考えたほうがいいのかなと思うんですね。

・年限は切るとして、あと間の進捗管理はどうかというのは次のことで、基本計画のことも少し書いてというのがいいかと思うんです。

(会長)

・おっしゃることはわかります。基本計画も今年あるんでしょ。今年箕面市がやっていますよね。その基本計画の立て方そのものを変えないかんというのがありましてね、それでその途中に、市がやるべきこととして進捗管理を入れていく、そんなことをどこもやり出していますからね。その中にこの議論を入れたいらどうかと。

・だからここではその原則だけ書いたらいいのかな。そしたら。

(会長代理)

・だから基本計画の中で段階的に、というそういう形、まあさっきの実施計画のような書き方でいいと思うんですけど、そのへんをちょっと基本計画とからめて書くと。

・ただ年限だけはここで入れておかないといけないんじゃないかと、僕はちょっと思っています、基本計画っていうのは基本的には行政が立てる計画なんで、どうしてもちょっと腰が引けがちだと思うんで、そこはやっぱり審議会として、こうだ、ってまずは出してあげないと、行政としてもやりにくいんじゃないかと。

(会長)

・10年で短い、って、確かに長すぎるっていう印象を持つと思うね。すごく先のこと話してると。そういう印象を与えないような文章じゃないとあかんということやね。で、そういう数字は、まあ入れると。

(会長代理)

・もう一つは、10年でどこを完成点とするかというところでだいぶ話が違ってきて、100%負担を10年だったらかなり短いんですね。でも40円まで上げるのが10年だったらかなり長い。そういう、最終10年後にどこまでいくかによって違うんですけども、ちょっとそれは多分今回は議論無理でして、10年を最終、まあ当面の目標値として設定すると共に、毎年の実施計画の中で議論して決めるんだと。計画修正するなりして。

・なんかそんなふうな感じで、そうすると毎年チェックするのかっていうことになるので、10年にするのは10年にするけれども、そこまでの道のりは最長10年、もっと前かも

しれませんし。

- ・まあ、毎年っていうのはちょっと厳しいので、もう少し、今のこれでは実施計画は毎年ってなってますけど。

(会長)

- ・進めようとしたらそれぐらいせんと。

(会長代理)

- ・まあそこは行政の事務的な手続きがあんまり増えてしまうと、それはそれでまた本来やるべきことができないのも適切でないの。

(会長)

- ・行政は毎年ね、実施計画立ててるんですよ。それを行政だけに任さないでここで議論やって、答申出した責任がありますのでね、それでこういう方針で今年やりますっていうことを言った限りは、それを審議会で言いましたからね、行政はほんまに責任が伴うわけや。
- ・従来はそうじゃなくて、実施計画もあつたんですよ、みな。あつたけども、実施計画そのものがスローガンの羅列に終わっとるんです。だから私たちが関わるのはその始めの実施計画の年度ごとの実施計画の始めにこれでいいかどうかの議論をここでやった上で、最後に3月頃ですね、あるいは2月頃、だいたい1年間経過してますからわかります、その評価をした上で来年どうするか、いわゆるPDCAサイクルですね、あのサイクルに乗るような議論にここも持って行くと。そういう趣旨です。
- ・ほかございますか。
- ・今のはそしたら、今の趣旨踏まえて文章作ってくれますか。いいですか。

(事務局)

- ・10年を、当面なんの目標として、ですか。

(会長)

- ・何を10年でするかだなあ。ゴール、ゴールのイメージを作っておかないといけないんじゃない。

(事務局)

- ・そうしたら、今山川先生がおっしゃったみたいに、10年は、高負担であれば10年で目指すけれども、そこまでいかないようであればもっと早期の適切な時期に実施すべきであると。

(会長)

- ・今はお金の話やろ。10年というのは。

(事務局)

・そうですね。

(会長)

・そうやな、そっちに焦点絞ってる。処分手数料のところ、ここ。

(委員)

・ごみ袋は。

(会長)

・あれはもっと早いわ。10年なんか経たんうちに。それはそれで正解や。  
・指定ごみ袋制っていうのは少なくとも3年以内ぐらいにね、達成するつもりでやらないと、こんなもん10年ってやっぱり間延びしますわね。  
・それじゃそれでいいですか。お金のほうについてはですね、その最終目標を、それで最終目標10年だったら下水道並みの全額排出者負担、これでいいわけですね、ゴールは。

(委員)

・いや、いいですけども、私はいいけど。

(委員)

・目標は。

(会長)

・目標ですよ。

(委員)

・もうそれしかないですよ。

(会長)

・関東圏はもうかなりそうってます。関西はほんと特殊ですよ。関東圏はだからものすごく高いですよ、その事業系一般廃棄物の処理料金そのものが。それはだから、そうして入れておかないといけないのかもわからんな。答申の中に。関東圏は減免制度がないだけじゃなくてね、その処理料金そのものが原価は少なくとももろう。下水道並みの考え方になって、実施もうかなり進んどるんですよ。あのこと知らなかったらえらい高負担に思いますけどね。あれを入れとかんと、そら10年じゃまだ短すぎるとか出てくるから。

(委員)

・それだったら10年は短いなあと、確かに思います。

(委員)

・だって今8円やのに。今8円のそれが159円になるってことですよ、結局。

(会長)

- ・ああ、そうや。
- ・だからそれは先ほど言いましたようにね、3年以内ぐらいに排出の実態調査を、金額的にもやらんとあかん。そうでなければ排出するかたも納得できへん。

(会長代理)

- ・それを入れておいたらいいんじゃないですか、答申に。

(会長)

- ・そうやね。どこかに文章的に入っていたんですよ、それ。排出実態というふうになっていましてね。調査するっていうのが入っていたんですよ。どこやったかな。あ、ここですね、4ページのですね、「また行政が事業者のごみ排出実態を把握し、具体的な問題を解決できるような」というような、ぼやかして書いてあるんです。排出実態の中に、その金銭的な話もここに含まれてると思います。わかるように書いた方がいいかもわかりませんね。やっぱりわかるように書いた方がいいかもしれませんね。

(委員)

- ・これごみ袋のところに書いてあるから、だからごみ袋の排出実態ですよ。

(会長)

- ・ここはお金じゃないのか。手数料のほうでも書いといたらいいんじゃないかな。ね。さっき言ったあれですね、その現実は大半が容積でお金払ってますけども、考え方としては重さ単位で決まっていますね、この矛盾を書いておいてですね、それでその実態を合わせるような料金体系に変えないといけないというふうに、そのためには処分手数料やと、いうことやね。それ確かに書いておいたほうがいいですね。具体的に。

(会長代理)

- ・ちょっとすいません、今のは、処分料金を容積ベースで取るということですか。

(会長)

- ・いや違う。収集・運搬料金全部含んで。

(会長代理)

- ・処理料金の上限値を容積ベースで出すと。

(会長)

- ・上限値はあれです、行政がやれへんから出せへんわけや。

(会長代理)

・それ、もともと気になってたんでついでお聞きしたいんですけども、そもそも今は、市では事業系ごみの収集はやってないわけですよね。

(会長)

・やってないけども、条例上はやる形で料金決めてるわけや。

(会長代理)

・決めてますよね。で、それを書いてしまうと、法律に基づいてそれが上限値になってしまうと。自動的に。条例で、そのまま額を書いてしまうと、廃棄物処理法に則ってこれが許可業者の取れる最大値になってしまうわけですよね。

(会長)

・そうそうそう。今はね。

(会長代理)

・そうですね。そうすると、ややこしいことが起きる可能性があるじゃないですか。市民の契約関係で十分決められないとか、そういうことになってしまっ。

(会長)

・えーとそうじゃなくてね、行政が収集しないという原則に立てば、上限は外せるっていうのが廃棄物処理法の考え方やと言って、行政から聞いとるんですわ、そうですね。

(事務局)

・あの、前、例を挙げて言いましたようにね、広島市とか東広島市なんかでは、処分手数料は条例で決めて、収集・運搬のほう、いわゆる収集・運搬込みの処理手数料は条例に規定していないと、いうのがありまして、収集・運搬については、行政はタッチしていないと。そういう例があります。

(会長代理)

・そういう例があるんであれば、この間の議論でも言ったけども、これについてはそういうふうにしたほうがいいのか、と。

(会長)

・そうですそうです。今回それ書いてないね。答申の中に。

(会長代理)

・答申の中には特にはないです。

(会長)

・それ書いておかないとあかんね。

(事務局)

- ・あの、この会議の中では、主に処分手数料のところの議論をされてて、収集・運搬料金との兼ね合いでそこを触ると自動的に収集・運搬のほうに跳ね返る、処理料金のほうに跳ね返ると。いったんこういう形でまとめると。
- ・で、将来的にはその、広島市とかの例を以て、処分手数料だけを規定する、収集・運搬費については民民にと、将来的には、ということで、時間がないのでそこまでは議論できないけど、ここまでは、というお話でしたよね。

(会長)

- ・そうですそうです。それ書いておかないとあかん、ここへ。

(会長代理)

- ・許可業者のかたにお伺いしておきたいんですけど、それはあったほうがいいのかないほうがいいのか、許可業者としてはどっちがいいんですか。今の、処理料金というか、収集・運搬も含めた上限値が。上限があったほうがいいのか、どっちでもいいのか。

(委員)

- ・まあはっきり言って私らはもうまな板の上の鯉やから、もう好きなようにしてくれという感じですけどね、それについて行けない者はやめないとしかたないし、ね、そういうことでしょ。それについて行けない者は、許可業者4社みな許可返すかもしれないし、3社になるかもしれないし。まあそれは冗談としてもね、まあどうでしょうね、実際問題として処分料は役所が決める、収集・運搬は契約で決める。ごっつい手間がかかるんちゃいます。行政側に。そう思いますけどね。

(会長代理)

- ・それは指定袋に処分手数料上乘せしたら、という。

(委員)

- ・そう。

(会長代理)

- ・ちょっとそれは置いときまして、さきほどの処理料金の話なんです。

(会長)

- ・上限が決まるかどうかの論点です。

(会長代理)

- ・上限があったほうがいいのか、場合によってはあったほうがいいっていう意見もあるようですし。

(委員)

・他都市はまあだいたいありますわね。

(会長)

・あるところはけっこうあります。それは行政が直営で収集するという前提で作られた条例ですからね。そうです。

・それは箕面市の場合は外すということです。

(委員)

・うーん、どう。

(委員)

・あったほうがいいんじゃない。業者間でバラバラになるし。

(委員)

・少なくとも現状は、上限がじゃまになってないっていうことは、今収集やってるかたがやりやすいほうがええんじゃないですか。

(会長)

・なぜね、今あってもかまわないかと言ったら、排出するほうがそれに基づいて計算してないからです。キログラム当たり10円払ったらいいということがわかりましたらね、許可業者のかたものすごく困りますよ。箕面の場合は。あまりに安すぎるんやもん、10円が。

(委員)

・今後のこと考えたらね、許可業者さんたちの立場に立ったら。

(会長)

・だからね、排出実態を調査した上で適正な料金はいくらなのかということを許可業者さんなんかの意見を十分聞きながら、それだけは保証するようなやりかたを市としてはやる必要があるんですよ。

(委員)

・ということはこの条例の上限はあるほうがいいということですか。

(会長)

・えー、だからそこは考えようです。

(委員)

・難しいですなあ。

(会長)

・難しい、ものすごい。

(委員)

・ここでどうですか、と言われても。

(会長)

・そうですね。

(委員)

・どうしましょと言うわけにはいかない。

(会長)

・でしょうね、やっぱり実態をよく知らんと。私たちも。

(委員)

・今ここで審議すると言われてたら、ちょっと難しいです。

(会長)

・いやそれはだから、そうです。だから、ただしね、その指定袋制を入れるということは、その収集料金と、それから処分料金を分けるということになってますからね、それで指定袋制を書く限りは、そこは今後議論詰めないといけないというところまで書いておかないとあかんわ。

(委員)

・議論、議題に乗せるには時期尚早。

(会長)

・そうです。それも答申後ですね、そのことについてもう一度排出実態の、お金の面ですよ、調査をした上で。

(委員)

・検討する。

(会長)

・そうそう。それしないと、あれですよ、特に排出者のかたも、それから許可業者のかたも不安取れへんでしょ。

・私ちょっと試算してみたんですけどね、例えば今の考え方でいけば、排出者のかたは箕

面市で18円かかってのに1円しか払ってないということになるでしょ、そうしたらですね、その考え方からしましたら、1割だけその箕面市のほうに、いや、今許可業者のたに100円払ってるとしましたらですよ、そのうちの10円分だけが処分手数料になるわけや。それなら90円もらってる形になるわけでしょ。これ90円分ももらってへんもんね、実際。そしたらその10円分だけ値上げしたからその90円分がもらえるかいうたら多分もらえない、実際は。こうなるとかなりその実入りが減る訳や、今より。非常にワリ食いますわ。

- ・そういう意味で排出実態調べた上でね、なんぼが適当なんかという額を決めないと、非常に混乱起こると思いますよ。

(会長代理)

- ・あの、少し混乱してきたんで、整理のために少し話させていただきたいんですが、処理料金については、当面、ええと、最終的にはなくそうと考えていても、当面はまあ残す方向で、ただし、処分料金の値上げに合わせてこれも調整するんだと、いうことはあるんですよ。
- ・で、それから一方で、指定袋を導入するということを考えると、処分料金の容量ベースの値段も、出さなくちゃ、示さなくちゃいけないということですよ。で、それは今後値段決めるときにやって、いくりにするかということをやっ、これは今後の検討課題としておくと。
- ・で、それはただ直接搬入は直接搬入で別途、重量で計らざるを得ないですよ。まあもちろん直接搬入に対しても指定袋を導入するんだっていうところもあると思うんですけども、たぶん結構しんどくなると思うんで、直接搬入は重量で。そしたら袋で出す場合は容量で1回いくらとか、あるいは1袋でいくらとかで、で、重量で持ち込む場合にはトンいくらとかいう形で分けて、料金体系を分けて出すと。そういうふうな料金体系のことを考えているということによろしいですか。

(会長)

- ・そうなります、そう、そうですね。
- ・はい、どうぞ。

(委員)

- ・ちょっといいですか、あの、下水と同じで、10年後に処分料金が100%に上げるということになると、二つありましてね、一つは、このところ原油が上がってるんですけど、今いくらでも、ちょっと来年見直したらですね、これ見直したらまた高くなるかですね、これ、事業者としては、市さんから払えと言われたら、条例で決まってるから払えと言われれば払いますけどね、それはもう値上がりが見の前に見えてる。10年間で少しずつ上げるけど、今から2年たったらまた経費が上がったから、今の金額までは8年で上げて、あと2年でその上がった分を上げると。結局10年経ったら今思ってるより高い値段になってると。そういうのがありますよね。
- ・あともうひとつはね、処理する人たちの、いわゆる低減努力というのはしてもらわんと、

片一方で上げるのは上がりますよ、じゃあ我々は同じコストでやりますよ、という、このへんの矛盾はあると思うんですよ。

- ・ほんとに10年後にイコールフィッティングするのか、みたいなね、きりがいい、追っかけてたらまた値上げ、また値上げっていうことになったら、いけるのかなっていうね。
- ・片一方でその、燃やしてる人たちの給料がこれだけ上がったよ、っていう話になるのか、それを払えと、こういうことになるのか、なんかこれいいのかなっていう気がするんですよ。

(会長)

- ・するわな。

(委員)

- ・処分経費が適正かどうか。

(委員)

- ・うーん、下げる努力とかね。それはこれだけ原油高くなってきたら上がるの見えるでしょ。それを追っかけて追っかけてしてたら、30円でも40円でも50円でもなるような気がするんですよ。それでいいのかって、事業者としてはね。

(会長)

- ・当然そういうもんも起こります。

(委員)

- ・先生、だいたい他都市についてもこういう問題発生してると思うんですけど、だいたい目安としてやっぱり10年ですか。

(会長)

- ・書いてます。大阪市もそうですし、京都市の答申もそうです。

(委員)

- ・で、当初からやっぱりどちらかという、段階的にきちっと出来るんですか。

(会長)

- ・できるかどうかはわかりませんね、それは。一応答申にそう書いてあるだけで。

(委員)

- ・10年以上には出来ないでしょう。最長10年。

(会長)

- ・10年ぐらいやけど、数字がなかったのが、数字が入ったところが目新しいんです。で、

行政としましてはそれ入れられるともうあれでしょ、とにかく逃げられない。そこを目指すんです。そういう効果です。

- ・だから今委員さんがおっしゃったように、当然出てきて当然です。で、その意味で、やっぱりあれですね、実態を知った上で議論しないと、この問題は決着つけないと、私も思う。

(委員)

- ・またなかなか、いきなりはなかなか行かないですよ。なかなかね、そうですかと言ってね、排出事業者さんが、わかりましたと言って、なんて。

(会長)

- ・そりゃそうですわ。

(委員)

- ・処分費用っていうのは、必ずしも右肩上がりで上がるものなんですか。

(会長)

- ・それはね、あれですね、その、今までだったらあれですね、非常に公害対策費等が非常に上乘せされて上がってくるからですよ、上がってきたんですよ。ダイオキシン対策にしろ何にしる、いっぱいあったでしょ。

(委員)

- ・これからも必ず上がってくるんですか。

(会長)

- ・いや、それはわかりませんわ。会長代理さん、どうですそこは。

(委員)

- ・今後どれだけ上がるかわからないでしょ、原油価格も上がってるし。

(委員)

- ・今原油の話言われたからね、これはもう原油上がったら処分費用も上がるでしょう。

(会長)

- ・処分費用は原油とはあんまり関係ないわな。収集・運搬料金、収集・運搬のほうやね。車の。

(会長代理)

- ・むしろその排出事業者のかたがそういう意識で、じゃあ今、市の処分のありかたは適正なのかっていうことを情報公開も含めてチェックしていくっていうことも重要だと思

ますよ。それによって行政のほうも効率化していったら、それをしたら、もし今人が過剰でそれを減らしたら処分料金下がるっていうなら、まあそのへんは要求して下げていったらいいと思いますし、そうしていったら。

(委員)

・それはおっしゃるとおりだけれど、払う立場で考えると、不安が先立つから。それは理論的には非常によくわかります、おっしゃることは。情報公開してとかね。でもがばっとタガはめられて、行政の都合で上がるか下がるかわからへん、それが高いか安いかわからへん、これまでの10年間と今後10年間と同じかどうかわからない、というのはね。そんな一方的なね。

(会長代理)

・じゃあ例えばどういうふうにしたら、今までのずっと議論なので、事業者が基本的にはすべて支払うべきであるというのは、ある程度納得されてきてるんじゃないかなという気がしてるんですけど。

(委員)

・すべてではないですよ、すべてですか。

(会長代理)

・もちろんすべてですよ。

(委員)

・すべてですか。

(会長代理)

・産業廃棄物と事業系一般廃棄物とは結構紙一重なところがあるんですよ。例えば紙でも障子屋さんとかから、障子屋じゃちょっとあれかな、印刷屋さんとかから出てきた紙は産廃だけれども、スーパーマーケットから出たオフィス古紙は一廃ですよ。で、実はオフィス古紙出してる大企業はですね、かなりの部分税金で負担してもらって、廃棄処理してもらってるんですけど、一方で産廃の場合は全然税金入りませんから、すごく零細の印刷業者もそこから出てきた紙くずっていうのは全部産廃として、フルコストを払って処理しなければならないんです。すごく変ですよ。

(委員)

・いや、わかりますよ。

(会長代理)

・ですよ。ですからそう考えたらやっぱりその事業者の排出者責任、自己処理責任っていうのをベースに考えたら、やっぱり一つは事業者っていうのは全部費用負担すると。と

いうところがあるじゃないですか。ただ、急にそれやったらショックがあるから最終的にどこにそれを持って行くかということになるんじゃないかなと思うんですが。

(委員)

- ・円グラフ、下水との受益者負担の比較の円グラフ見たらすごいわけですよ、ほとんど出してもらってるわけですよ。それがですね、全部10年後に色が塗り変わるんでしょ、気持ちはわかりますよ、でもそんな。
- ・代表して言えって言われても、そんな自信がないっていうかね。

(会長)

- ・あのね、容り法の有料化の議論でもですね、結局業界側の人があるところを突かれたか言うたら、行政のコストの計算の仕方が非常にあいまいであると。あそこを指摘されましてね。それでその有料化にすんなり乗れないと。今委員さんがおっしゃったのと同じ議論されたんですよ。そら当然やと思いますよ、言う側から見たら。行政のコスト削減努力を棚上げしたままね、なんでわしただけ払わいといけないのかって。

(委員)

- ・そう思いますよね。

(会長)

- ・そういう議論をされたわけや。容り法の審議会でも。それで有料化っていうのはなかなか現実できない、実現できなかったわけですよ。
- ・非常にだからあれですね、今非常にいい問題提起されたわけで、やっぱりあれですね、この処分代を誰が払うかというのは、ごみの場合は遅れてしまって、悔しいんですけどね、今議論しようとしたらそういう議論を業界側もされて、行政側のコスト削減努力ね、これを必ず指摘されてですよ、その意味ここでもやっぱり、そう意味であれですね、今回はもう答申に間に合わへんけども、その議論はやっぱり常にしないとあかんわ。その上で額決めない、なかなか。

(委員)

- ・近隣の処分費用だって、これが適正かどうかっていうのはわからないですよ。

(会長)

- ・そうですそうです。

(委員)

- ・金額だけね、比較されてますけれども、収集形態とかね、そういうのも他、色々あるんですけども、我々としてはね、まあ、箕面の清掃工場は朝7時から、豊中は朝5時から、大阪市は24時間やってる。まあそのへんもしてくれるんやったら、まあここで言わんと事務局に言うからいいけど。

- ・じゃあ近隣とおんなじようにせえ言うんやったら近隣と同じ条件で、全部清掃工場ね、24時間オープンさせ、と。これやったらかまへんと。これもできへん、これもできへん、じゃあどうしますのと。
- ・ただ単に単価だけ安いと言われても、もともとは稲に清掃工場あったんですよ、あの当時朝9時からでした。9時からで、土曜日は昼までで終わりですなあ、9時から昼の3時間ですわ。単純に言うて、で、大阪市は24時間ですわな。24時間と3時間、全然違いますわな。その間までに集め終わって、清掃工場にごみを入れて、勘定して出てこなあかんわな。それで同じようにしてくれるんやったらうちはどうでもよろしいで。
- ・だからそれはそれで、うちはこっち（事務局を見て）に言うからいいけど。

（会長）

- ・今はですね、何時からですか。

（委員）

- ・今は7時です。

（会長）

- ・夜は。

（委員）

- ・夜というても、土曜日はやってません。だから基本的に土曜日は午前中で終わりっていう設定の上でやらんといかん。
- ・平日は4時までやってくれはるけども、じゃあその分土曜日どうすんねんということなんで、ほな土曜日も4時まで開けなはれとかね、そりゃあ収集コストが全然違いますよ。大阪市さんでの1台あたりの売り上げと、箕面市の売り上げの1台当たりの差は話にならないですよ。
- ・うちは別に、うちはうちで行政に言うだけですからね。やるならやらはったらいいですけど。同じ条件にしてもらいたいって言うだけですわ、大阪市とね。
- ・だから営業コストのこととか考えますとね、さっきの減免とかのことね、だから当初はね、そういう問題もあったということですね。だから台数要りますわなあ、24時間ということは、変な話、例えば1台で5回ぐらい運べるけど、箕面は1回しか運べない。回転率が全然違う。大阪市なんかでもやっぱり24時間やってるところは全然違う。その分うちなんかは台数増やさなあかんでしょ。向こう台数増やさんでええわけです。1台で24時間ほれるんですから。
- ・ただ単に近隣と比較して安いとか言ってますけど、全然内容がね、ほな大阪市は24時間やから、晩の12時だろうがね、まあそれ箕面市がやれば、晩の9時10時でもやかまして寝られへんやないかとなるでしょうけどね。特に箕面の場合はマンションがありますからね、マンションはそうすると横に店舗があって、そんなんうるさて寝てられへん、時間ももっと遅らしてっていうふうになるんですけども、もう別車回しとるわけですわ。その遅く行かざるを得ないところはね。

- ・まあそりゃ地域によって色々あるやろうけどね。でもそういう問題もあるっていうことを覚えてもらっとかないと、ただ単に安いから、高いから、許可業者が儲けとるんちゃうかって言われても、それは我々納得できへん。

(会長)

- ・そうやな、それはわかるわ。

(委員)

- ・それやったら清掃工場も、まあ24時間にするとか、それやったら納得しますよ。同じように上げえ言うんやったら同じような収集の体制にしてもらわんと。ただ単に単価だけででんな、あかんから言うて、それは我々、それはこっち(行政)に話しに行かなあかんわ。同じようにしてやと。それやったら、金額だけ上げてですね、収集形態そのままっていうなら、ほなやめなしゃあない。

(会長)

- ・わかりました、はい。あれですね、これ、お金の議論しますと収集実態とか全部絡んできますからですね、今回は残念ながらあれですね、時間不足で踏み込んだ議論できませんからですね、原則だけしか書けない。答申には書けない。原則はあれですね、だけは書きましてですね、その原則を徹底するためにはこういうふうなことを審議会でしなければならぬと、そんなことに委員さん、落ち着くんじゃないですか。そうですね。そこまでしか今度は書けないですね。委員さんの議論ももっともや思います。いやほんとに。まったくそのとおりです。
- ・容り法でもですね、今委員さんがおっしゃった議論まったく同じのが出てきましてですよ、これで1年半かけて、あれはね、ご存知のかたもいると思いますけど、今のしくみは行政の負担が非常に大きいでしょ、圧倒的に。それで誰でも不満持つでしょ、で、なんとか行政側の負担を減らしてもらいたいっていうのがどこの自治体も全部希望やったからですね、それで審議会でもそこが議論の焦点になりまして、大半の時間はそれに使ったんですよ。しかし出口が見つからなかったのは今のですね、審議会に行かれた先生も含めて、その方たちがごみ処理の実態を知らないまま議論に臨みましたからね、それでそういう、非常に複雑なしくみで動いてるところがやっとわかった段階で。そういうことですからね、私たちもそこを踏まえた上で原則に戻るためにどうしたらいいのか、いう議論はやっぱり答申後、ぜひやらないとあかんですね。そう思います。
- ・だから10年という言葉は、なんかしかしこれは入れてほしいんですよ。これ委員さんもおっしゃったように行政の逃げを許さんよんという意味で。入れたらそういう議論しないとしょうがないわけや、そういう意味でね、その期限は入れたほうがええ思いますけど。ね、審議会としてね。だからその数字入れただけで終わるっていうのじゃないということも書いておく必要がありますね。
- ・はい、ということでもいいですか。そういう趣旨で、文章。

(事務局)

・あの、文章化にあたっては詳細は後ほど調整させていただくということで。

(会長)

- ・そうしましょう。
- ・これまだ次回にう一度修正案出てくるんですね。どうなんです。

(事務局)

- ・8月、意見交換会で意見が出た場合に、それを盛り込めるようにして、その後下旬ぐらいにもう1回。

(会長)

- ・ありますね。

(事務局)

- ・意見照会をさせていただきますので、細かい部分につきましては各委員さんからまずどこをどう修正するかというご意見をいただきまして、で、あと意見交換会で事業者のかたから特筆すべき意見があった場合は、事務局で修正案を作りまして、委員さんからの意見があった箇所と合わせまして、次回審議会で最終、どのような修正をするのかをご審議いただくという形です。

(会長)

- ・そうですね。だから今日終わりとちがいますね。もういっぺん。

(事務局)

- ・今日が最後じゃないです。次です。

(会長)

- ・8月で終わりですね。

(事務局)

- ・次が最終です。

(会長)

- ・そうですね、はい。だからまあ、今日の議論踏まえてですね、事務局のほうで原案作っていただいて、それをみなさんがたに見ていただいた上で、それと意見交換会の議論踏まえた上で、最終的に8月にまとめて、それでこの審議会の議論は終わるということやね、はい。
- ・そしたらこの問題これで終わりにして、非常に充実した議論できました、ありがとうございました。
- ・最後の課題お願いいたします。

(事務局)

- ・そうしましたら、今少し、話の流れで申し上げさせていただきましたけれども、今回の試案について、今回の審議会での審議を受けてまず修正させていただきますして、来週なるべくお早めにみなさんのお手元に郵送させていただきます。その中に意見照会票っていうものを入れますので、それにご記入いただきたいと。
- ・ご意見の内容につきましては、どこの部分についてどう思うからこういうふうに直してほしいと、いうことをみなさまにお書きいただいて、ご返送いただきますして、それをこちらでとりまとめさせていただきますして、資料を作成いたします。それで、意見が対立しない部分については修正案として、対立した部分については対立軸を論点としてご議論いただくための資料を提出いたしまして、ご審議いただきます。
- ・で、意見交換会については事務局でも修正案を作りますが、出席を予定していただいている委員さんには、そこで出た意見も踏まえてご意見を書いていただけるように、8月11日の意見交換会が終わったあとに締め切りを設定させていただきますして、照会をさせていただきますので、そちらのほうもよろしく願いいたします。

(会長)

- ・はい。
- ・答申試案のほうは今日意見もろといたほうがいいですね。あと15分ほどありますから。

(事務局)

- ・今お出しいただいた意見は反映させた上で、みなさまにお送りしますので。

(会長)

- ・そうですね。今は骨子のほうを議論しましたけど、答申試案のほう、読んできていただいたと思いますけど、これについてご意見お願いしたいと思います。
- ・それじゃ私のほうから。
- ・9ページの減免制度と社会情勢のところですね、今議論に出てきましたけれども、京都市と大阪市の答申をお読みいただいて、ここへ引用できるところ入れていただきたいんですよ。かなりこのことについて踏み込んで書いてますから。この、お金の考え方につきまして。

(委員)

- ・よろしいですか。

(会長)

- ・はいどうぞ。

(委員)

- ・資源物のストックヤードのところですね、これまあ結局処理処分代はまあ、今日は上がる

ということなんですけど、それじゃどうしたらいいんやと。要は資源化をいかに進めるかというのが一番大事なんで、これ私前日も申し上げたんですけどね、まあその土地を購入してやれ、ということやったらやりますけどね、箕面市内で土地を購入してやろうと思ったら当然地元の反対があってできないでしょ。そうすると、土地を購入したわ出来へんわいうことになったらどうすんのやと。そのあとマンションでも建てられたらそれでもいいんですけどそれもできないですし、ということはこの資源物のストックヤードということは、当然真剣にですね、行政のほうで考えていただいてですね、今はだいぶん資源物でも、昔はペットボトルでもキャップを外してとかいろいろこう、厳しい条件付いとるんですけどね、まあだいぶん機械が良くなってですね、そういうのも必要でなくなってきた部分もありますんで、まあ簡素化がだいぶできると思うんですけど、そういうことで、ストックヤードについてもですね、行政が真剣に土地を確保してくれるようお願いしたいんですわ。

(会長)

・何ページですか。

(委員)

・15ページです。資源物のストックヤードのとこね。

(委員)

・どれくらい要るんですか。

(委員)

・そんな要らないですよ。要はその、溜まった分だけあれするわけですから、10トンなら10トンで、10トンベースを利用して出せるようにするわけです。だから100トン要るとか200トン要るとか、そういう問題ではないです。

(委員)

・300坪くらいですか。

(事務局)

・会長、今のお話ですけどね、ここに「行政と民間の役割分担」って最後の行に書かせていただいておりますように、まあ委員さんおっしゃるように、そのすべてが民というね、気持ちは行政は持ってないです。それは土地として我々が支援させてもらうのか、あるいは金銭なのか、あるいは労力なのか、ていうのも含めてですね、行政としてはすべて民でお願いしたいという気持ちはないので、今後その運営の仕方もいろいろあると思うんですよ、そういうことも含めて行政とお話をさせていただく中で、どういう役割分担が一番スムーズなのかということを探しながらやっていきたいと思います、という意味で書かせてもらってますので、今委員さんおっしゃった意向というのは、行政も十分理解させていただくと、いうふうにご理解いただきたいと思います。

(会長)

- ・もう一つ委員さんとしては踏み込んで書いてくれとおっしゃってる。
- ・私としましてはここはあれですね、事業系のストックヤードだけじゃなくてですね、家庭系のほうも今ありますね、焼却工場の中で。あれストックヤードはないんですか。

(事務局)

- ・ストックヤードというか、まあ清掃工場としてのストックヤードという意味ではありませんけどね。

(会長)

- ・だから書くとしましたらね、家庭系のやつと合わせてね、処理できるようなストックヤードをというような表現、も、検討するというような表現にしといたほうがいいんじゃないですか。

(事務局)

- ・ここでいう、この話が出たのは、笹島さんのほうからダンボールケースなんかをね、資源化するためには運搬の経費が効率悪いという意味でストックしておけば効率良くなって、もっと循環するやろうと。こういう話から発してますので、まあそういう意味で、どうしても今回事業系の分ですし、なおかつ資源そのものをある程度限定した中での考え方をしないといかんのかなというのを書かせていただいていますので、やっぱりこの中では家庭系というのは想定していないというのが現実ですよ。

(会長)

- ・いやわかってますけどね、書くとしましたら文章書くとしましたら、検討事項に入れるということですね、少なくとも委員さん、私もそう思いますけれども、行政が関与した形でいいシステムを作ると、そういう趣旨でいいんじゃないですか。

(事務局)

- ・あの、そういう趣旨で、この文章そういう趣旨です。

(会長)

- ・なってますわね。でももっと踏み込んで書いてくれという意味や。

(事務局)

- ・実際まあその、姿が見えんところがありますのでね、そのストックヤード、どういうふう運営していくかっていうか管理していくかっていうのもありますしね。

(会長)

- ・だからそれも含めてね、あれですわ、行政がするということはですよ、神戸市もそうですけども、リサイクルに関しましてはですね、福祉事業として位置づけることも可能でし

よ。今もやっていますね。ああいうことを踏まえてね、どういう関与の仕方がいいのかっていうことをですね、少なくとも検討する、そういう趣旨でここ書いたほうがええと思うんですよ。単に業者のかたとね、行政だけの話にするんじゃないで。

(事務局)

・まああの、おっしゃる福祉的観点からというのは、まさしく行政の分野に入ってますのでね、まあ我々としてはその福祉的観点から運営していく云々というのも含めて、行政としてという部分であるというふうに思ってますし、民間というのはおっしゃるそのリサイクルのための、ダンボールやったらダンボールを収集されるね、資源化される業者さんのかたがたが、あるいはその市内の業者がどうされるか、この役割分担やというふうに思ってますので。

(会長)

・そういうことがわかるような文章にしてほしい、したほうがいいんじゃないかと言ってるんです。

(事務局)

・そうですか、これはこれでもう、まあ最後に確認が必要ということで、そういう意味では強く書かせてもうてるというふうに思っておりますけどね。

(会長)

・もうちょっとね、ここは世の中の動きっていいですか、箕面市がやってるね、福祉と結びつけたら私も非常にいいと思いますからですね、ああいうのが発展する形で事業系のやつも取り込むと。そういう趣旨で書いてほしい。

(事務局)

・そうしましたらこの部分、要検討ということで。

(会長)

・そうです、はい。  
・ほかございますか。はいどうぞ。

(委員)

・しつこいようですが、15ページの4番とか、16ページの2番とか、出したものとかではなくて、出さないっていう事業者の努力も、エコショップの制度の中に入ってるというようなことを入れたほうがいいと思うんです。

(会長)

・うんうん、そうやね。

(委員)

・それから事業者のかたがおっしゃらないのでいいんですけど、9ページのこの書き方がきつい。だって知らないんやから、事業者の自己処理責任が果たされているとは到底言うことができないって言い方って、かわいそうじゃないですか。だって知らないんやから、知らないのが悪いかもしれないけど、でも100円払ってるじゃないか、って絶対思うと思うし、だから40円がそのうち40円じゃないのって言うと思うから、到底言うことができないって。

(会長)

・確かにあれやな、実質だけがわかってもらええんで、言葉はきつく書く必要ないもんな、これ。

・はい、そういうことで私もそれ感じる場所がありますんで、直してください。

・もひとつ私が気が付いたところは、16ページですね、市内の事業所に回収拠点になってもらってますね、これは箕面市以外であんまりない制度やからね、ここはもうちょっと私は褒めてほしいんですよ。審議会としても。

・あれほんまになかなか難しいんですよ。うちの枚方なんかようやってもらえない。あれは偉いと思いました、ほんとに。全事業所でしょ、大きなところ。あれほんとすごいと思いましたよ。

・あれは選択基準は、スーパーという枠組みだけでやられたんですか。お願いする基準。

(事務局)

・えーとですね、事業者さんはよく知ってはるところですけども、スーパーとコンビニなんかね、市のほうで一定地域ごとにこのへんのお店に置いてもらおうという計画を持ってずっと回りました。

(会長)

・地域計画でやられたんですか。業態じゃなくて。

(事務局)

・業態じゃなくて、まあ集客力を持つお店という形で。

(会長)

・集客力を持つ店やね、なるほどなるほど。じゃあ本屋さんでもいいわけやな。

(事務局)

・ただそのですね、ものがペットボトルですんで、ペットボトルを取り扱う店舗というのがひとつの条件でした。

(会長)

・はあ、なるほど。

- ・はい、わかりました、じゃあそこちょっと入れてほしいんですけど。はい。
- ・それからですね、18ページですね、NPO等の活動支援、このところですね、改正容り法の、市民団体の活動をより積極的に利用してっていうあのことを入れてほしいんですよ。改正容り法で見事に・・・

(事務局)

- ・推進員ですか。

(会長)

- ・はい、そうです、そうですね。あれごみ減量推進員と違うのは、環境省が認定する制度ですね、あれ是非書いておいてほしいんですよ。今までと違いますのは調査業務までね、そのかたたちにやってもらうって書いてますから。あれを是非ここに書いておいてほしいんです。
- ・それから20ページですね、袋に入れられていないごみの混入チェック、こういうのもですね、その今言いましたように行政だけじゃなくて、後ろの21ページの3行目くらいのところですね、行政だけじゃなくて資格のある市民のかたと一緒にやると、いうのを入れておいてほしいんですよ。市が積極的に排出現場に出向いてっていう「市」のところですね、市民と一緒にいくと。
- ・それからね、23ページ一番最後、おわりにのところですけどね、上からね、1、2、3、4、5、6、7、8、「大きな負担増」。これ私大きくないと思ってるんですよ。大きな負担増じゃなくてですね、大きな負担増に見えるところが問題であってね、実際にあれですね、その、特に分別するかしないかというのは心がけの問題であって、時間はそう問題ちゃうでしょ。みんなそう思っておられるんですよ。だからこの「大きな負担増」っていう言葉をですね、えーとこれは、別の言葉に書き換えてもらいたいんです。誤解されてるのがむしろまずいと思いますんで。負担の適正化とそして袋制導入、事業者にとっては、そんなに大きな負担になれへんと思う、私は。そっち書いてもらいたいんですよ。
- ・はい、そのぐらいでございます。

(事務局)

- ・その大きな負担増っていうのは、前回事業者のかたがたが何人かおっしゃってましたんで、まあそういう文言になってますけど。

(会長)

- ・そうです。

(事務局)

- ・そのあたりは、あの、委員さん、よろしいですか。前はそんな話が出てましたんで。

(会長)

- ・確かにね、大きな負担というふうに思われるのも私無理ないと思いますけど、それで今

回下水道を先に入れたんですよ。下水道のほうの負担のほうがきついですから、かなり高いんですけど、機械でやってくれと、機械で全部、だから人間の負担はないので、負担感っていうのはあんまり増えてないですね。

- ・ はい、それならちょうど時間もいいとこに来ましたんで。
- ・ 次回の日にち決めてなかったね。

(事務局)

- ・ その前にですね、収集業者の委員さんがですね、事業所のステーションのですね、悪い方の写真を撮って来られてて、是非ともいっぺんね、見てほしいということなんです、ちょっと回覧しますわ。

(会長)

- ・ ありがとうございます。

〔各委員、回覧〕

〔以下、日程調整〕

次回日程：8月30日(水)午後2時から4時